

# 地域自殺対策計画 事業等変更一覧

目標	事業名	取組	担当課
1	地域保健活動事業	保健師が地域に出向き、身近な場所で市民の健康や介護、子育て等の悩みについて相談を受けます。また、必要のある家庭に訪問も行う等、こころや身体の様々な心配ごとについての相談を受けます。	健康推進課
2	産前産後子育て訪問相談員の派遣拡充相談員訪問事業	妊産婦、子育て中の保護者が抱える課題の把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援につながるため、地域にある公共施設への保健師等の派遣を行い、身近な場所で育児相談を行います。	健康推進課
2	母子保健コーディネーター事業の機能強化	産後うつや育児ストレス等から母親は精神面の不調をきたすことがあるため、妊娠期から子育て期の母親や、その家族の様々な相談に応じます。	健康推進課
2	子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点施設（子育て支援センター）で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課
2	保育コンシェルジュ事業の機能強化	保育を中心とした施設や子育て支援サービスの利用に関する相談を受け付け、ニーズとサービスを結びつけていきます。	子ども未来課
2	療育支援体制構築事業	保健・保育・福祉・教育等の各機関が適切に連携することで、障がいのある児童に対して、出生から就労までの切れ目のない療育支援体制を構築します。	子ども未来課 子ども家庭課 福祉課 健康推進課 教育総務課

目標	事業名	取組	担当課
2	家庭児童相談の充実	子どもへの養育等、様々な困難に直面している家庭を総合的に支援します。要保護児童等への支援のほか、DV防止対策の充実を図ります。	子ども家庭課
2	基幹相談支援センター事業	各種障がいのある人にとっても、住みやすい地域となるよう人材育成、虐待防止、困難事例への支援やその他関係機関との連携を強化し、ライフステージにあった適切な支援を行います。	福祉課 子ども家庭課
3	地域生活支援事業	障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その人の状況に応じたサービスを提供します。 <del>障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげます。</del> (意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業・地域活動支援センター事業)	福祉課
3	【再掲】子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点施設(子育て支援センター)で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課
3	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。保護者から相談があった場合には、適切な機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども家庭課
3	放課後児童健全育成事業	子どもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会ともなるため、就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブや学童保育所で保育します。	子ども未来課

目標	事業名	取組	担当課
3	生活支援体制整備事業	地域における生活支援の担い手の養成・発掘などの資源開発やネットワーク構築など多様な地域資源を活用しながら生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行います。	長寿課
4	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭にヘルパーを派遣し、一時的に生活援助を行います。保護者から相談があった場合には適切な機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども家庭課
4	ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるように、育児の援助をしたい人（援助会員）と援助をして欲しい人（依頼会員）が相互援助活動を行います。	子ども家庭課
4	保育の実施	就業等により保護者が保育できない未就学児を保育園等においてお預かりします。保育士は、保護者から相談があった場合には適切な機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども未来課
4	地域力強化推進事業	市民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくり、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等、住民主体の地域づくりを推進します。	福祉課
5	【再掲】地域力強化推進事業	市民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくり、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等、住民主体の地域づくりを推進します。	福祉課
5	【再掲】地域力強化推進事業	市民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくり、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等、住民主体の地域づくりを推進します。	福祉課